

2024年5月9日

各 位

会 社 名 日本テレビホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役会長執行役員 杉山 美邦
(コード番号 9404 東証プライム)
問合せ先 総務・人事管理局総務部長 正田 千瑞子
(TEL 03-6215-4111)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2024年5月9日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2024年6月27日開催予定の第91期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の目的

(1) 第14条の変更

「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」（令和3年法律第70号）の施行により、上場会社において、定款に定めることにより一定の条件のもと、場所の定めのない株主総会（いわゆるバーチャルオンリー株主総会）の開催が可能となりました。

当社といたしましては、遠隔地の株主様を含め、より多くの株主の皆様が出席しやすくなることから、株主総会の更なる活性化・効率化につながるものと考えます。また、感染症や自然災害等発生時の開催リスク低減を図ることができ、選択可能な株主総会の開催方式を拡充することは、株主の皆様のご利益に資すると考え、現行定款第14条の変更を行うものです。

本議案の上程にあたり、当社は、経済産業省令・法務省令で定めるところにより、経済産業大臣および法務大臣の確認を受けております。

(2) 第42条の変更

放送法第161条の規定に基づいて株主名簿に記載されなかった外国人等の有する株式に対しても、剰余金の配当等を可能にするものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第3章 株主総会</p> <p>第14条 (招集) 当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</p> <p>(新設)</p>	<p>第3章 株主総会</p> <p>第14条 (招集) (現行どおり)</p> <p>② <u>当会社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。</u></p>
<p>第6章 計算</p> <p>(新設)</p> <p>第42条 (剰余金の配当の基準日) (略)</p> <p>第43条 (中間配当) (略)</p> <p>第44条 (配当の除斥期間) (略)</p>	<p>第6章 計算</p> <p>第42条 (剰余金の配当等) <u>当会社は、社債、株式等の振替に関する法律第151条第1項の規定に基づき、振替機関から通知された株主または当該通知において当該株主の有する株式の質権者として示された者のうち、次に掲げる者に対して剰余金の配当をすることができる。</u> (1) <u>株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者</u> (2) <u>その有する株式の全部または一部について放送法第161条の規定に基づき、株主名簿に記載されなかった株主または当該株主の有する株式の質権者</u></p> <p>第43条 (剰余金の配当の基準日) (現行どおり)</p> <p>第44条 (中間配当) (現行どおり)</p> <p>第45条 (配当の除斥期間) (現行どおり)</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2024年6月27日
定款変更の効力発生日 2024年6月27日

以 上